

## 事後調査書に対する意見書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

〒

住所

氏名

電話番号 ( )

埼玉県環境影響評価条例第30条の4の規定により、下記事業に係る事後調査書に関し意見書を提出します。

記

対象事業の名称	杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業
---------	------------------

事後調査書に対する意見

-----  
-----  
-----

### 【注意事項】

- 1 意見の内容は、事後調査書について環境の保全の見地からのものを日本語で簡潔に記述してください。
- 2 意見書を提出できる期間は、令和7年1月21日（火）から令和7年3月7日（金）（必着）までです。
- 3 意見書に記載されている個人情報は、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。
- 4 意見書を提出できるのは次のいずれかの場合です。
  - (1) 事後調査書の内容が、環境影響評価書に記載された予測又は評価の結果と明らかに異なる内容である場合
  - (2) (1)に掲げる場合のほか、環境の保全に著しい支障を来すおそれがあると認められる場合

【提出先】埼玉県環境部環境政策課 企画調整・環境影響評価担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電子メール：a3010-03@pref.saitama.lg.jp

ファックス：048-830-4770

